

平成28年度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等
1	(一財)日本語教育振興協会	法人会費(法人会員、年会費)	546,000	機関毎に180,000+(250 ×学生定員数(千円未満 切捨て))	4/22、5/24	配布される専門誌や研究会・研修会等に参加することにより、法務省の出入国管理行政、文部科学省の留学生受入政策、外務省の在外公館における出入国に係る査証行政及び自治体の外国人対応等の最新情報を得ることを目的とする。また、会員になることで、同財団が実施する認証システム(中国及びベトナムの学位・学歴を認証するシステム)が利用でき、中国人学生及びベトナム人学生の入学選考を円滑・適正に行うことができる。なお、機関毎に会員になることが必要であるため、東京と大阪それぞれで会員となっている。
		審査料	70,000	70,000	10/20	日本語教育振興協会は、日本国の日本語教育機関の質的向上を図るための「日本語教育機関の運営に関する基準」に基づく審査機関の業務を担う、文部科学大臣、法務大臣及び外務大臣によって設立許可を受けた財団法人であり、本センターではかねてから、かかる団体から適合の認証を受けている。この度、その認証期限が切れることとともない、更新の審査を受けるための審査料である。基準に適合した機関であるという認定は、対外的な信用を得られるものであるゆえ、今後も特に国費・政府派遣留学生を受け入れる上で不可欠なものである。
		研修費	2,000	2,000	12/16	諸外国での募集活動や留学生受入等について事例報告等を基に情報を共有し、意見交換を行うことで、今後の留学生受入や在籍管理等に活用できる知識を身に着けるため。
		研修費	2,000	2,000	1/25	この講習に出席し修了した者は、修了証明書が発行され、入国管理局から取次申請等を行う者として適当であると認められることとなる。本講習に出席し、在留資格「留学」に係る申請事務に必要な知識の修得を図り、今後の留学生受入や在籍管理等に活用できる知識を身に着けるため。
2	(一社)東京臨海副都心まちづくり協議会	会費(正会員、年会費)	669,000	669,000 (延床面積10万㎡以下の 一口分)	6/17	本機構東京国際交流館が設置されている臨海副都心地域において、地域振興策等の情報を共有するため。
3	(一社)日本経営協会	研修費	35,640	35,640	11/30	内部監査の実施のための基礎知識、実務知識、最新情報等を収集し、職員の能力向上及び内部監査の充実を図るにあたって、BCP監査の視点での実践的手法を理解し、機構のBCPに対する課題や改善事項を把握するため。
		研修費	35,640	35,640	12/16	内部監査実施のための基礎知識、実務知識、最新情報等を収集し、職員の能力の向上及び内部監査の充実を図るにあたって、基本的な事項を中心に、幅広い知識を実務的な視点から身につけるため。
4	(公財)大阪国際交流センター	法人会費(法人会員、年会費)	100,000	100,000	1/24	本機構大阪日本語教育センターの隣接施設であり、卒業式や本センター主催イベント(国際交流フェス等)に利用する機会が多く、会員となることで施設使用料の割引が適用されるため。また、当該法人とは協働して留学生の交流事業を実施する機会が多い。
合計			171,280			